

●規程改正案の概要

要旨	平成26年度法人の組織の改編等に併せ、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」等の一部改正を行う。
内容	<p>1 組織規程の改正</p> <p>(1)組織及び付隨する改編</p> <p>①中央病院がんセンター局及び局長の新設 広範囲にわたるがんの包括的診療体制を充実し、がん医療をより一層推し進めしていくため、がん診療部門を医療局から分離し、がんセンター局（長）を新設し、化学療法科、放射線診療科、ゲノム解析センター、がん相談支援センター及び緩和ケアセンターを設置する。 緩和ケア部門はセンター化し、機能の充実を図る。</p> <p>②中央病院医療局の再編 ○高齢化社会の進歩に伴い、総合的な診療を行う必要性が高まっていることから、医療局内に総合診療統括部開設部を新設し、総合診療部門の設置に向けた取り組みを行う。 ○治験管理部門と医療局の連携を深めるため、臨床試験管理室を廃止し、医療局内に臨床試験管理センターを新設する。 ○センター機能の強化・充実を図るため、救命救急センター統括部に救命救急センターを、周産期センター統括部に周産期センターを設置する。 ○胃食道肺外科部門の診療機能の強化・充実を図るため、肺外科及び胃食道外科に分離する。 ○政令で定められた標榜診療科名に合わせるため、病理検査科を病理診断科に改める。</p> <p>③その他 ○所要の改正を行う。</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規程の改正 組織及び職の改編にともない、中央病院に新設されるがんセンター局長及び緩和ケアセンター長を加え、臨床試験管理室長及び緩和ケア推進室長を削除する。</p>
施行期日	平成26年4月1日から施行する。

組織規程新旧対照表

新

旧

(病院の組織)

第12条 中央病院に事務局\_\_\_\_\_、薬剤部、看護部及び医療安全管理室を置く。

(事務局長等)

第16条 中央病院に、事務局長\_\_\_\_\_、医療局長、がんセンターカー局長\_\_\_\_\_、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、事務局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。  
2 事務局長\_\_\_\_\_、医療局長、がんセンターカー局長\_\_\_\_\_、薬剤部長、看護部長及び医療安全管理室長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(統括部長)

第17条 中央病院の医療局に、総合診療統括部開設部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長\_\_\_\_\_、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を置き、がんセンターカー統括部長を置く。  
2 総合診療統括部開設部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長\_\_\_\_\_、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、周産期センター統括部長及びがんセンターカー統括部長を置く。地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長及びがんセンターカー統括部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長等)

第18条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長、がんセンターカー長及び周産期センター長を置き、がんセンターカー長を置く。  
2 手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長、がんセンターカー長及び緩和ケアセンターカー長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主任医長等)

第20条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、総検査技師長、副総検査技師長、主任看護師長及び看護師長を置く。  
2 主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、主任看護師長及び看護師長を置く。  
3 総放射線技師長、副総放射線技師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
3 総検査技師長、副総検査技師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。

(病院の組織)  
第12条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、\_\_\_\_\_臨床試験管理室、緩和ケア推進室、薬剤部、看護部\_\_\_\_\_を置く。

(事務局長等)

第16条 中央病院に、事務局長、医療安全管理室長、医療局長、\_\_\_\_\_、事務局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。  
2 事務局長、医療局長、\_\_\_\_\_、医療安全管理室長、医療局長、\_\_\_\_\_は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(統括部長)

第17条 中央病院の医療局に、\_\_\_\_\_、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、がんセンターカー統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を置く。  
2 \_\_\_\_\_内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、がんセンターカー統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長等)

第18条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長、\_\_\_\_\_を置く。  
2 手術診療部長、放射線部長、検査部長、\_\_\_\_\_は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主任医長等)

第20条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長を置く。  
2 主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、主任看護師長及び看護師長を置く。  
3 副総看護師長、副主任医長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
3 副総看護師長、副主任看護師及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。

## 組織規程新旧対照表 別表(第12条関係)

新

別表(第12条関係)						
病院名	局	施面部	部	統括部	統括部	課
中央病院	事務局			企画室		総務課 企画室・調理課 医事課
医療局	総合診療部・専門診療部 内科系診療部・外科系診療部	呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 等系科内分泌内科 リウマチ・膠原病科 血管内科 女性専門外来科 精神科 神経内科 小児科		内科系診療部 医療安全監理室	内科系診療部 医療安全監理室	呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 等系科内分泌内科 リウマチ・膠原病科 血管内科 女性専門外来科 精神科 神経内科 小児科
	外科系診療部	胆道外科 大腸外科 肝胆胰外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 心臓血管外科 婦人科 眼科学 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小兒外科 口腔外科				大腸外科 肝胆胰外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 心臓血管外科 婦人科 眼科学 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小兒外科 口腔外科
中央診療部	手術診療部	整形外科 放射線診療科 放射線治療科 検査部		中央診療部	手術診療部 臨床工学科 放射線部	麻酔科 臨床工学科 放射線診療科 放射線治療科 検査部
	検査部	検体検査科 生理検査科 病理診断科 血液管理科 集中治療室 内視鏡科 リハビリテーション科 栄養管理科				内視鏡科 リハビリテーション科 栄養管理科 集中治療室 内視鏡科 リハビリテーション科 新生児科
						集中治療室 内視鏡科 リハビリテーション科 新生児科
救命救急センター	救命救急センター 周産期センター	産科 新生兒科 婦人・婦外科		救命救急センター 周産期センター	救命救急センター 周産期センター	救命救急センター 周産期センター
	地域連携センター	医療連携・福祉支援科		地域連携センター	地域連携センター	地域連携センター
がんセンター	がんセンター	化学療法科 放射線治療科 分子生物学研究室 がん相談支援センター		がんセンター	がんセンター	がんセンター
	医療部	入院看護科 外来看護科 周産期・救急看護科				入院看護科 外来看護科 周産期・救急看護科
	看護部					
	医療安全監理室					

管理職員等の範囲を定める規程新旧対照表(平成26年4月1日施行分)

新		旧	
組織上の区分	職又は職員	組織上の区分	職又は職員
本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与 又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算 又は訟務を担当する職員	本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 機関、人事、服務、給与 又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算 又は訟務を担当する職員
中央病院	院長 副院長 事務局長 医療局長 がんセンター局長 看護部長 医療安全管理室長 薬剤部長 看護部長 医療安全管理室長 事務局次長 施設管理課長 統括部長 部長 緩和ケアセンター長 総放射線技師長 総検査技師長 副看護部長	中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全管理室長 機関 薬剤部長 看護部長 機関 施設管理課長 統括部長 部長 緩和ケア推進室長 総放射線技師長 総検査技師長 副看護部長
北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長	北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長